

大津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査（随時監査（工事監査））の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年1月18日

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 大津市監査委員 | 土 | 屋 | 薫 |
| 同 | 津 | 田 | 穂 |
| 同 | 山 | 本 | 久 |
| 同 | 浅 | 井 | 貴 |
| | | | 博 |

工事の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 建設部道路・河川管理課
- 2 監査執行日 令和5年8月21日
- 3 監査の結果

監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部、本来、入札として発注されるべき工事について、以下に述べるように、14件の工事が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定による予定価格が130万円を超えない随意契約（以下「小額工事」という。）として施行された。

本市では、平成23年3月に策定した「大津市バリアフリー基本構想」により設定した2か所の重点地区において「人にやさしい道づくり事業費」を予算化し、バリアフリー化促進を図っている。令和4年度においても18,000千円が当初に予算化された。

しかしながら、当該事業予算は、令和5年2月末まで全く執行されず、同年3月の1か月間で限られた区域において14件にも及ぶ小額工事が発注され、14,080千円の決算額となった。

計画的な予算執行がされなかったことから、結果的に3,920千円が翌年度へ繰越され、重点地区におけるバリアフリー化が遅れることとなった。

今後は、総務部契約検査課発出の「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」（平成22年1月4日制定。最終改正令和5年5月29日）に規定されている「作為的に分割して契約する行為は厳に禁止するものとする。」を厳守し、適正に執行されたい。

今回の事案の原因として、当初から予算化された事業の執行ヒアリングが、8月補正予算や11月補正予算などの機会において全く実施されていなかったことが考えられる。職位の上位の者は、常に課や係の計画的な事務執行に注意すべきであり、今後は適宜、執行ヒアリングなどを行い、的確な指示をするよう努められたい。

- 4 措置状況報告日 令和6年1月16日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該14件の工事については、令和4年度当初計画において、歩道の部分的な段差解消や視覚障害者誘導ブロック設置など、施工内容が維持修繕を目的としたものであることから、市内業者の受注機会の拡大及び迅速かつ確実な施工を行うことを念頭に、令和4年の秋頃から、①街路樹伐採及び根上り対策（造園）、②段差補修等（土木一式）、③舗装補修（舗装）、④視覚障害者誘導ブロック設置（交通安全施設）について、それぞれ専門業者への発注を順次行うことを予定しておりましたが、同年7月の大雨や、同年9月の台風14号への災害復旧対応に時間を要し、令和5年1月から現場の再確認を進めていたところ、同月24日及び25日の大雪に係る雪寒対応等があり、おおむね同年2月に契約の準備を終えたものです。令和5年度においては、隣接地や関係機関との協議が整った箇所から、補修工事を実施しています。

また、令和5年度に繰り越した3,920千円については、令和4年度入札工事として予定していた市道幹1044号線における視覚障害者誘導ブロック新設工事に係る予算であり、滋賀県が施工する同市道に隣接する県道部の発注時期が令和5年度に繰り越されたことから、滋賀県との協議に伴い、市道部の発注時期を繰り越したものです。施工時期について、令和5年10月に滋賀県との間で協議が整ったことから、当初令和5年度に施工を予定していた区間と併せて入札手続を進め、令和6年1月に業者の決定を、同年3月末に工事の完了を予定しています。

計画的な事務執行を図るため、今年度から四半期ごとの事業進捗ヒアリングを実施するなど、予算や事業の執行管理を適正に行うための体制を整備したところであり、大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドラインの遵守と合わせて、適正な事務執行に努めてまいります。